

NAM2016/CoB/Doc.11

原語：スペイン語

第 17 回非同盟諸国運動国家元首及び政府の長による首脳会議

ベネズエラ・ボリバル共和国 マルガリータ島

2016 年 9 月 17 日～18 日

第 17 回非同盟諸国運動（NAM）国家元首及び政府の長による首脳会議宣言

ベネズエラ・ボリバル共和国 マルガリータ島

2016 年 9 月 17 日、18 日

非同盟諸国運動の各国元首又は政府の長は、2016 年 9 月 17 日から 18 日までの第 17 回首脳会議により、ベネズエラ・ボリバル共和国マルガリータ島に「発展のための平和、主権及び連帶」の主題のもと参集し、国際情勢の現況につき検討した。

国際法の軽視、侵略、主に権力中枢の地政学的利益により動機付けられた戦禍及び武力紛争、並びに植民地主義及び新植民地主義から継承される長期にわたる紛争に最も強くさいなまれているのは先進国であることを、今日我々が生きる世界の歴史と現実が示していることを意識し、

これらの危機の多くは、国際連合憲章及びバンドン 10 原則に記された目的と原則の侵害により噴出してきたものであることを強調し、

国家間の連帶、最大の尊敬の表現、友情及び平和は、国際関係の持続可能性、平和的共存、そして、開発途上国人民の十分な経済的・社会的発展を最終目標とする公平及び開発途上国の自立といった、変革的目標までをも包含した広範な概念であることを認識し、

運動 55 周年において、諸国民の発展のため平和、主権、連帶の権利を守ることを以下のようにして決定した。

- ・ 非同盟諸国運動創始者たちの先見的精神、バンドン会議（1955 年）及びベオグラード会議（1961 年）で確立された非同盟諸国運動の原則と目的、並びに平和、正義、

尊敬、兄弟愛的友情、連帶、協力及び発展による世界を作りたいとの我々の切望により尊かれ、

- ・国際連合憲章の原則と目的、並びに国際法及び諸国間の友好関係と協力に関する宣言の規定と原則を再確認し、
- ・運動創始時の原則がなお有効であること、及び運動のこれまでの発展を形作ってきた成果—これは、植民地主義及び新植民地主義、人種差別、あらゆる形態での他国への干渉、攻撃、外国の占領、支配及び霸権との闘い、並びに権力機関同士の軍事同盟に加わることなく国際関係の均衡の要であろうとする意思が、非同盟政策の具体的な表出でありつづけていることを裏付けるものであるが一に励まれ、
- ・非同盟諸国運動創始時の原則、及びハバナ開催の第14回NAM首脳会議で承認された、現在の国際情勢における非同盟諸国運動の役割の目的と原則に関する宣言が定める原則へのコミットメントを追認し、
- ・国際関係の力学において、また運動の有効性を支えてきた目標の達成において、この運動が重要な影響力を持つことを保証する必要性を確信し、
- ・非同盟諸国運動の強化及び活性化プロセスへの有益な貢献に対し、イラン・イスラム共和国大統領ハッサン・ローハニ閣下へ深い謝意を表し、
- ・2016年9月17日及び18日にベネズエラ・ボリバル共和国のマルガリータ島にて開催された第17回非同盟諸国運動国家元首及び政府の長による首脳会議の最終宣言を採択し、

マルガリータ島最終文書を実効あるものとするには、運動全加盟国の最も高い関与及び意志が要求され、その目的は平和、社会的経済的開発、人権、国際協力に関して提起される課題に決然と取り組むことであって、このために、次に記載する目的を達成する意志を持って一致団結して努力することを宣言する。

1. **運動の強化及び再活性化:** 非同盟諸国運動の補強、強化、活性化への完全かつ決定的な支持を確認した。これは運動のレガシー及び歴史的効力を保持する、したがって多様性に基づく団結と加盟国同士の連帶という基礎の上にその強さ、つながり、回復する力を確保する唯一の保証である。

2. **国際秩序の強化**: 国際連合憲章第 2 条及び第 6 章、1970 年 10 月 24 日の国際連合決議 2625 及び国際法に則って、論争の平和的解決を促進し続けていくと繰り返した。これは、上述の目的の達成に寄与し、将来の世代を戦災や軍事紛争から救うことを狙いとする。加えて、紛争の解決及び確固たる持続的な平和の達成には、紛争の構造的原因に取り組む全体的アプローチが要求されると強調し、その狙いは国際連合の三つの柱である平和と安全、開発、人権を実現することであるとした。この意味で、主権の尊重、国の団結、国家の領土保全、国家の主権平等、国家の内政への不干渉、紛争の平和的解決、武力の威嚇又は行使の抑制を尊重する決意を再確認した。同様に、国際法に反して合憲的政府を打倒する目的を持った、政権変更への違法な政策を拒否した。
3. **自決権**: 全て人民の自決への不可侵の権利を強調した。これには自治権のない領土の人民、及び他国の占領下又は植民地支配もしくは外国の支配下にある領土の人民も含まれる。他国の占領又は植民地支配もしくは外国の支配にさらされている人民の場合であっても、こういったあらゆる状況の根絶、並びに人権及び基本的自由の普遍的尊重の確保のためには、自決権の行使は有効かつ不可欠である。
4. **軍縮及び国際安全保障**: 大量破壊兵器、特に核兵器の存在が人類にもたらすであろう脅威を取り除くために、努力を倍加する意志を再確認した。この意味で、核兵器のない世界に向けて取り組むことを決定した。さらに、1995 年の核兵器不拡散条約 (NPT) に関する会議及びその後の諸会合において締結された取り決めに従って、中東に非大量破壊兵器地帯を設置することを決定した。同様に、ジュネーブ軍縮会議において核軍縮の交渉、とりわけ核兵器の保有、開発、生産、入手、実験、蓄積、移転、使用又は使用の威嚇を禁じ、特定の時間枠内でその破壊を促すための核兵器に関する包括的な取り決めの交渉を、緊急に開始することを切願した。同様に、国家の独立及び経済発展のビジョンに従って平和目的で原子力エネルギーを開発する、国家の権利を繰り返した。
5. **人権**: 普遍的、不可分、相互依存的及び相互に関係しているあらゆる人権の保護と促進への決意を再確認した。これには発展的で協力的な国際的対話、能力の構築、技術支援、優れた実践への評価を通じて取り組むこととし、同時に、あらゆる人権の完全な行使を確保するものである。この人権には、不可侵、基本的、及び普遍的権利として、並びに、全世界で認識されている人権の完全なる一部として、発展への権利を含む。その狙いは、全世界で共通かつ持続可能な平和と繁栄を促進することである。非同盟諸国運動によって促進され、30 年前に採択された発展の権利に関する宣言の歴史的意義を強調した。この宣言は、開発途上国に

とって有利な経済的社会的条件を創設することを含めた国際的経済構造の抜本的变化を要求するものである。同様に、人権は、普遍性、透明性、公平性、非選択性、非政治化、客觀性といった基本原則に対する信奉を通じて強化されるべきものであり、一方で 1993 年のウィーン宣言が唱える原則に従って、皆のための人権の成就を模索すると改めて表明した。

6. **一方的な制裁**：運動の加盟国に対して一方的な抑止的手段を、国際連合憲章と国際法とりわけ内政不干渉、民族自決及び前述のような手段にさらされている加盟国の独立といった原則に反し、公布又は適用することへの非難を表明した。この意味で、人権に影響を及ぼすとともに、これら行為にさらされている諸国民の十分な経済的社会的発展を阻害するこれら手段を非難し、その撤回を要求する決定を繰り返した。同様に、各国家は自国の富、天然資源、経済活動全てに関して、それを自由に行使する完全な主権を有していることを再確認した。
7. **テロリズム**：テロリズムは国際的な平和と安全に対する最も重大な脅威の一つであると繰り返した。そのため、その動機、場所、行為者にかかわらず、あらゆる表出方法及び形式でのテロ行為を断固非難すると再確認した。さらに、テロ集団による、特に宗教や信条を理由とした文化遺産や宗教的な場所の破壊、同様に人道に反する犯罪を非難した。

また、この軽蔑すべき災難が今日呈する脅威を認識した。この災難とは、とりわけタリバーン、アル・カイダ、ISIL（ダーイシュ）とその関連組織、ヌスラ戦線、ボコ・ハラム、アル・シャバーブ、及びその他国際連合に指定された組織といったテロ集団により実行される活動であり、海外のテロリストによる事件やテロリズムに繋がる可能性のある暴力的過激主義の拡散を含むものである。これらにより、諸国家は、資金調達及び決定的かつ秩序だった形での武力の不法な移動を含む、あらゆる形式及び表出方法によるテロリズムを、国際連合憲章が定める手段及びその他国際法が要請する義務への厳格な参加を通じて防ぎ、闘う必要に迫られている。この意味で、国際テロと闘うための包括的取り決めを将来的に締結することにより、国連グローバル対テロ戦略を含む既存の国際的な法規一般を補完し得ると考察した。

さらに、テロリズム及びテロリズムに繋がる道筋としての暴力的過激主義は、いかなる宗教、国籍、文明及び民族グループとも結びつけらるものではなく、また結びつけるべきでもないことを再確認し、またこういった属性が、テロリズムを正当化する目的、並びにテロリズムと闘う方策とりわけテロ容疑者の人物像を作

成し個人の私生活に干渉するといったことを正当化する目的で使用されるべきではないことを再確認した。

8. **文明社会間の対話**：文化間、宗教間及び文明間での対話を通じて、諸社会及び諸国家間での平和、寛容及び尊重の文化を醸成するため、文化、社会及び宗教上の多様性への尊重を促進することが重要であると強調した。同様に、異なる宗教間及び文化間での対話が重要であること、並びに成しうる有益な貢献を認識した。この貢献とは、全て人類が分かち合う共通の価値に対する意識や理解を向上し、社会的経済的発展、平和、安全を醸成するためのものである。

9. **パレスチナ問題を含む中東情勢**：東エルサレムを含む被占領パレスチナ地域のイスラエルによる占領が地域の不安定化要因となっていることを改めて確認し、したがって、国際連合安全保障理事会決議 242 号及び 338 号並びに安全保障理事会及び総会によるその他決議に則って、1967 年 6 月から占領されている上記領土から占領勢力が撤退することを要求した。パレスチナの人民に対する長引く不当な状態は、イスラエルによる占領及び関連するその政策と行為、とりわけ定住地の建設と拡大、家屋の取り壊し、何千人の市民の投獄や逮捕を含む民間人に対する集団的な処罰行為、ガザ地区の不法な封鎖といったことによる結果であり、民族自決や独立といったパレスチナ人民の正当な権利を否定し、その人権を侵害する主要な根源となっていると繰り返した。当事者各々に対し、判断基準となる条件及び長期的要因に基づいた納得のいく和平へのプロセスを再開・維持するため、あらゆる努力をするよう呼びかけた。これは二国による解決に基づき、アラブ和平イニシアティブを踏まえ、1967 年以前に国際的に認められていた国境線により、持続的、公平かつ全面的な和平を達成することを目指すものである。

国際連合総会決議 194 号及びアラブ和平イニシアティブに則って、当該地域全ての国の安全、安定及び平和を守るために、パレスチナ難民が現れる原因に対して全面的に公正な解決を求める。

さらに、占領勢力であるイスラエルが、占領中のシリア領ゴラン高原における法、領土、人口の状態を変えるため採った手段を非難した。この意味で、イスラエルが決議 497 号（1981 年）を遵守し、決議 242 号（1967 年）及び 338 号（1973 年）を履行して、占領中のシリア領ゴラン高原から 1967 年 6 月 4 日時点の国境線へ完全撤退するよう改めて要求した。

10. **国際連合の改革**：当該組織のうち、最も民主的で責任があり、包括的で代表的

な機関である総会の権限を回復し強化する必要性を繰り返した。この意味で、国際連合憲章により認められた特権に基づいて、国際連合の主要機関の間により調和的かつバランスの取れた関係を構築するよう奨励した。さらに、安全保障理事会をより民主的、効率的、効果的、透明かつ代表的な機関へと変えるため、また今日の地政学の現実に合わせ、安全保障理事会を改革することを切望した。

- 1 1. **国際連合事務総長の選出及び任命**：国際連合事務総長の選出及び任命手続きにおいて総会が果たす最も重要な役割を強調すると同時に、現在の国際連合事務総長の選出及び任命手続きが、地域ごとの輪番性及び性の平等の原則に配慮してより透明かつ包括的である必要性を再確認した。
- 1 2. **平和維持活動**：平和維持活動は、憲章で確立された原則及び目的を厳格に遂行する点において実行されるべきであることを再確認した。また、主権、領土保全、国家独立、内政への不干渉といった原則の尊重が、国際の平和及び安全の促進に協同して取り組むに当たっての基本的な要素であることを強調した。この意味で、平和維持の基本原則、すなわち当事者の同意、不偏性、自衛以外の実力の不行使の尊重は、平和維持活動の成功のためには不可欠であることを繰り返した。また、平和活動に関するハイレベル独立パネルの報告書及び平和構築アーキテクチャーレビューに関する専門家諮問グループの報告書を念頭に置き、このため、関係する諸勧告を実行するにあたっては定期的な協議と綿密な連携を維持することが重要であることを強調した。
- 1 3. **持続可能な開発目標**：持続可能な開発のための 2030 アジェンダを、これが人々を基礎に据えた普遍的で変革的な計画であることを踏まえて、誰一人取り残すことなく、完全に実行すべく取り組む意志を繰り返した。同様に、この計画にある 17 の持続可能な開発のための目標と 169 のターゲットを、全国家と全人民及び社会の全セクターのために、統合的かつ不可分な方法で、さらに持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境を考慮しつつ達成する必要があることを再確認した。また、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打つことは、最も大きな地球規模の課題であり、持続可能な開発の達成に不可欠な要件であることを繰り返し、したがって、この計画で承認されている全原則、特に、共通だが差異ある責任の原則を再確認した。さらに、持続可能な開発目標の達成を確実にするため、先進国が資金供給、適切な技術移転、開発途上国での能力構築に関してその義務を果たすことの重要性を強調した。

また、開発に適した環境を作るため、国際的な貿易の場で開発途上国に条件の平等を保証した、多国間貿易体制を強化することを支持すると繰り返した。これは包括的な経済成長を果たし貧困を減少させる手段となるものであると同時に、持続可能な開発の促進に寄与するものである。この意味で、ドーハ開発アジェンダの枠組みに沿って、開発途上国の発展に必要な事項を考慮して前進する決意を繰り返した。さらに、グローバル・バリュー・チェーンへの開発途上国の参入を強化し、相互連結及び地域間の経済的統合を促進するため、貿易のための援助を増大させ能力構築を行う重要性を強調した。

14. **開発に向けた教育、科学、技術の促進**：貧困及び社会的排除の根絶に寄与する手段として、非識字と闘う決意を確認した。また、教育が社会のあらゆるセクターを包含すべき不可侵の人権であることを認識した。このことに関して、科学及び技術の利用は南側諸国の開発課題に対処するために不可欠であることを強調した。したがって、先進国からの有利な条件による技術移転は、持続可能な開発を確保するために不可欠であり、世界の全人民の利益となるものである。

15. **気候変動**：気候変動が昨今の最も重大な課題の一つであることを確認し、世界で地球温暖化ガスの排出が増加し続けていることに対し極めて警戒していることを表明した。気候変動による負の影響、特に開発途上国における影響が増大しており、それが貧困の根絶や持続可能な開発を実現しようとする開発途上国努力に厳しくも水を差していることに懸念を表明した。

この意味で、気候変動に関する国際連合枠組条約の規定、特に共通だが差異ある責任の原則の適用に関連し、及び先進国の歴史的責任に照らして、全ての開発途上国の懸念及び特殊性を繰り返した。そのため、先進国に対し、資金供給、適切な技術移転、開発途上国での能力構築に関してその義務を果たすよう切望した。

さらに、2016年11月7日から18日にモロッコ王国マラケシュで開催される国連気候変動枠組条約第22回締約国会議に期待するとした。

16. **経済ガバナンス**：国際的な金融システムの改革には、意思決定機関であるブレトン・ウッズによる機関（IMF及び世界銀行）の民主化が必要であると再確認した。そのため、世界における意思決定、経済関連法規の制定プロセス及び新たな世界経済秩序の舵取りにおいて、開発途上国の参加度合いを拡大し強化することが必要である。さらに、タックス・ヘイブンが世界の経済、特に開発途上国に及ぼし得る負の影響に関して懸念を表明した。

17. **南南協力**：南南協力は、南側諸国の諸国民の持続可能な発展に向けた国際協力の重要な一要素であるが、それは南北協力の代替ではなく補完としてであると繰り返した。南北協力は、有利な条件と優先的合意内容により、適切な技術移転を可能とするものである。これに関して、南南協力は南側諸国間及びその国民間の連帯と協力の表れであり、主権の尊重、国家のオーナーシップと独立、平等、無条件、内政への不干渉、相互利益といった原則のもと、当該国の福祉に寄与するものであると確認した。

18. **国際の連帶**：公衆衛生に脅威をもたらす世界的な流行病や自然災害の発生に対する国際社会の対応は、国際の連帶及び協力により対処すべきことの典型であることを認識した。したがって、とりわけエボラ出血熱などの様々な流行病の蔓延を抑制、根絶するため、また世界中の自然災害による結果に対処するための国際社会の努力を強調した。

19. **難民及び移民**：9月19日にニューヨークで開催される、難民と移民の大規模な移動に取り組むためのハイレベル会合の召集を歓迎した。この会合は、国際的に増加しつつあり特に女性と子どもに影響を及ぼすこの現象に対し、国際社会が対処を議論する機会である。

多数の難民を生み出している緊急的な人道危機、とりわけ複数の加盟国の領土内における紛争により生じている危機を認識した。さらに、政治的声明を、この事象により最も影響を受けている国々への具体的な支援へと変えることの重要性、並びに受け入れ国及び受け入れ地域へ援助することの重要性を強調した。

また、国を超えた移民が、経済的、政治的、社会的及び文化的観点から諸国家にもたらしてきた歴史的貢献を認めた。このため、諸政府の以下に述べるようなあらゆるレベルでの責任を再確認した。移民の権利を国際法及び国内法により保護すること。これには、あらゆる不法行為及び暴力行為、とりわけ民族、人種、性別、宗教による差別を誘発する者によるこれら行為、並びに人種差別及び外国への嫌悪を動機として移民に対し働く犯罪に対して、既存の法律を適用し、又は必要な場合は強化することを含む。これら行為は特に、受入国における移民の脆弱さに拍車をかける世界的な経済危機を背景として、個人又は集団が行うものを指す。

20. **若者、女性、平和及び安全**：若者と女性が紛争の予防及び解決並びに平和の維

持及び構築への努力において果たす重要な役割を確認した。したがって、完全な平等及び女性の自立、並びにそのプロセスに女性が参画する必要性を強調した。女性と平和、安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号（2000 年）の実施に関するグローバル・スタディによる、ハイレベル諮問グループの報告を考慮するとともに、女性に対するあらゆる形の暴力及び差別との闘いに力を合わせる固い決意を繰り返した。

- 2.1. **報道とコミュニケーションの新しい世界秩序**：報道及びコミュニケーションの戦略が歴史的文化的プロセスに深く根ざしている必要があることを強調するとともに、文明社会間での対話を促進するため、開発途上国をその意見、論説、見通しの表明において尊重するよう、先進国のメディアに勧告した。同様に、開発途上国に相対して、その政府を弱体化する目的で、敵対的宣伝のツールとしてメディアを使用することに関して深い懸念を繰り返し表明し、開発途上国の人々の現実と利益を反映した代替的、自由、多様かつ責任あるメディア及び情報源を創る必要性を強調した。